

実績評価書

平成17年8月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	IV	円滑な労働移動を促進すること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	職業安定局首席職業指導官室
		職業安定局需給調整事業課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	在職中からの計画的な再就職支援を行うことにより、できるかぎり失業を経ない労働移動の促進を図ること
-------	--

(実績目標を達成するための手段の概要)

平成13年の雇用対策法の改正によって、一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとする事業主に対し、再就職援助計画を作成して公共職業安定所長の認定を受けることを義務付けるとともに、国はそれに対して認定された計画に基づく再就職援助措置を支援することとした。

具体的には、経済的事情により、一の事業所において、常時雇用する労働者について1か月の期間内に30人以上の離職者を生じることとなる事業規模の縮小等を行おうとする事業主に対して、最初の離職者の生ずる日の1か月前までに再就職援助計画を作成することを義務付けた。また、離職者が1か月に30人未満の場合であっても、任意に計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることを可能とした。

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
再就職援助計画作成状況(認定事業所数) (事業所)	—	2,336	2,816	2,405	1,699
再就職援助計画作成状況(対象労働者数) (人)	—	129,026	146,906	86,799	63,200

(備考)

- 再就職援助計画の作成の義務が規定された改正雇用対策法は、平成13年10月から施行された。
- 評価指標は、「再就職援助計画認定状況報告」(職業安定局調べ)による。
- 13年度の実績は、平成13年10月～平成14年3月の総計である。

実績目標2	労働移動支援助成金の積極的な活用により、計画的な労働移動の促進を図ること（求職活動等支援給付金については支援対象労働者の離職後3か月以内での就職率が30%以上、再就職支援給付金については支給を受けた事業所のうち本給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする
-------	--

事業所の割合が20%以下、定着講習支援給付金については、本給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過後における定着率90%以上、建設業労働移動支援能力開発給付金については講習等を受けた建設労働者等の講習終了後3か月時点の再就職等をしている者の割合50%以上、建設業新規・成長分野定着促進給付金については対象労働者の雇入れから1年度の定着率90%以上を目指す。)

(実績目標を達成するための手段の概要)

労働移動支援助成金には、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、定着講習支援給付金及び労働移動支援体制整備奨励金がある（但し、労働移動支援体制整備奨励金については平成16年3月末で廃止。）。

①求職活動等支援給付金

再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成し、当該計画等の対象となる被保険者に対し、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該休暇を取得した被保険者1人1日当たり4,000円（教育訓練費を全額負担した場合は1日当たり1,000円加算。1人当たり30日分を限度。）を支給する。

また、再就職援助計画等の対象となる被保険者に対し、再就職に関する相談室の設置、求人の開拓員又は再就職に関する相談員の配置を行い、職業相談や求人開拓を行う事業主に、当該事業に要する費用の1/4（75万円を限度）（中小企業事業主は1/3（100万円を限度））の額を支給する。

②再就職支援給付金

再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成し、当該計画等の対象となる被保険者の再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の再就職がその離職日から3か月以内（不良債権処理の加速に伴う雇用調整方針の対象労働者については、当分の間、離職日から6か月以内）に実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4（1人当たり30万円を限度）（中小企業事業主は1/3（1人当たり40万円を限度））の額を支給する（但し、同一の再就職援助計画等につき300人を限度。）。

③定着講習支援給付金

再就職援助計画又は求職活動支援書等に係る対象労働者をその離職日から3か月以内（不良債権処理の加速に伴う雇用調整方針の対象労働者については、当分の間、離職日から6か月以内）に雇い入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための1週間以上の講習（Off-JT及びOJT）を実施した事業主に、講習期間2週間以上の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習期間1週間以上2週間未満の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給する。

④労働移動支援体制整備奨励金（平成16年3月末で廃止）

中小企業事業主に対して再就職相談室の設置等の再就職援助に関する情報の提供、相談その他の援助を行うために必要な体制を整備する中小企業事業主の団体又はその連合団体に、当該措置に要した費用の1/2（100万円を限度）を支給する。

○関連する経費（平成16年度予算額）

- | | |
|-------------|----------|
| ・求職活動等支援給付金 | 6,835百万円 |
| ・再就職支援給付金 | 597百万円 |

・定着講習支援給付金	850百万円				
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
求職活動等支援給付金支給決定人数(人)	—	2,390	5,233	2,622	1,555
	—	24,590	77,532	67,925	89,913
求職活動等支援給付金支給決定事業所 (事業所)	—	—	—	—	1
求職活動等支援給付金支給決定金額 (百万円)	—	127	355	167	88
	—	3,023	10,724	8,706	6,835
求職活動等支援給付金の支援対象労働者 の離職後3か月未満での就職率 (%)	—	—	31.3	28.3	(未集計)

(備考)

- ・求職活動等支援給付金は、平成13年10月からの事業である。
- ・評価指標の上段は実績（平成13年度は、雇用・能力開発機構の調べ、平成14年度以降は職業安定局の調べ）、下段は予算上の数値である。
- ・求職活動等支援給付金のうち、再就職相談室設置等に係る助成は平成16年度からの事業である。
- ・求職活動等支援給付金の支援対象労働者の離職後3か月未満での就職率は、平成14年度分から集計している。

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
再就職支援給付金支給決定人数(人)	—	2	101	1,163	1,673
	—	1,456	4,368	2,056	2,885
再就職支援給付金支給決定金額 (百万円)	—	0.3	17	230	325
	—	437	1,310	617	597
再就職支援給付金の支給を受けた事業所 のうち、同給付金を活用して再就職支援 会社に支援を委託しなくても当該給付金 の支給対象労働者の再就職は難しくなか つたとする事業所の割合 (%)	—	—	16.7	—	14.5

(備考)

- ・再就職支援給付金は、平成13年12月からの事業である。
- ・評価指標の上段は実績（平成13年度は、雇用・能力開発機構の調べ、平成14年度以降は職業安定局の調べ）、下段は予算上の数値である。
- ・再就職支援給付金の支給を受けた事業所のうち、同給付金を活用して再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかつたとする事業所の割合は平成14年度分から集計している。（平成15年度は制度見直しのため集計せず）

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
定着講習支援給付金支給決定人数(人)	—	—	1,051	541	353
	—	—	9,434	10,437	9,999
定着講習支援給付金支給決定金額 (百万円)	—	—	105	54	35
定着講習支援給付金の支給に係る再就職 援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過	—	—	93.0		(未集計)

時における定着率	(%)				93.2
----------	-----	--	--	--	------

(備考)

- 定着講習支援給付金は、平成13年10月からの事業である。
- 雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から1か月以内の申請であるため、制度発足から6か月を経過していない平成13年度末時点での実績はない。
- 評価指標の上段は職業安定局の調べによる実績、下段は予算上の数値である。
- 定着講習支援給付金の支給に係る再就職援助計画対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率は平成14年度分から集計している。

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
建設業労働移動支援能力開発給付金支給 対象者の講習終了後3ヶ月時点の再就職等をしている者の割合 (%)	—	—	—	—	—
建設業新規・成長分野定着促進給付金の支給に係る対象労働者の雇入れから1年後の定着率 (%)	—	—	—	—	—

(備考)

- 建設業労働移動支援能力開発給付金及び建設業新規・成長分野定着促進給付金については平成17年度に制度を改正しており、上記目標は、平成17年度からの制度を対象としているため、評価は平成17年度実績分からである。

実績目標3	出向・移籍支援業務により円滑な労働移動を促進すること（出向・移籍支援業務について出向移籍の成立率が40%以上を目指す。）
-------	--

(実績目標を達成するための手段の概要)

事業主に対して出向等に関し、事業主の相互協力の下に必要な情報の提供、相談等を行うことにより、労働力の産業間移動の円滑化を図る。

○関連する経費（平成16年度予算額）

- 産業雇用安定センター補助金 3,643百万円

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
出向移籍の成立率	52%	34%	32%	39%	40%

(備考)

- 数値は（財）産業雇用安定センターの調べによる実績。
- 平成16年度は出向移籍の成立率が35%となることを目標と設定し、事業を実施した（平成17年度以降は実績目標1欄の目標にて評価を行う）。

実績目標4	求人情報、労働市場情報等の提供を図ること
-------	----------------------

(実績目標を達成するための手段の概要)

急速に普及してきているインターネット技術を活用するなどにより、求職者や求人者に対し求人情報等の提供を行っている。

○関連する経費（平成16年度予算額）

- 求人情報提供システム運営費 828百万円

(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
ハローワークインターネットサービスの					

アクセス件数	(件)	4,716,731	12,818,288	42,942,242	62,256,288	67,357,657
(備考)						
・評価指標は、ハローワークインターネットサービスの求人情報検索画面へのアクセス件数である（労働市場センター業務室調べ）。						
・評価指標のハローワークインターネットサービス事業は、平成11年3月29日からの事業であり、平成14年1月29日から取り扱い求人が全国のハローワークの求人に拡大され、さらに平成15年1月14日からは求人事業主の意向を踏まえて求人企業名等の提供を行うこととした。						
(評価指標)						
ネット上での応募者数	(人)	H12	H13	H14	H15	H16
		—	—	258,347	762,212	659,828
(備考)						
・評価指標は、ハローワークインターネットサービスの応募票画面閲覧数である（労働市場センター業務室調べ）。						
・評価指標の平成14年度実績は、求人企業名等の提供に伴い、インターネット上の応募を可能とした平成15年1月14日からの数値である。						
実績目標5 しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること						
(実績目標を達成するための手段の概要)						
しごと情報ネットは、求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムであるが（平成13年8月運用開始）、これを運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。						
○関連する経費（平成16年度予算額）・しごと情報ネットの運営 778百万円						
(評価指標)						
参加機関数	(機関)	H12	H13	H14	H15	H16
		—	3,438	3,820	4,533	5,109
(備考)						
・各年度3月31日現在の数である。						
(評価指標)						
求人情報件数	(件)	H12	H13	H14	H15	H16
		—	471,272	504,095	634,002	810,671
(備考)						
・各年度3月31日現在の数である。						
(評価指標)						
求職者情報件数（障害者に係るものに限る。）	(件)	H12	H13	H14	H15	H16
		—	—	—	—	449
(備考)						
・各年度3月31日現在の数である。						
・障害者に係る求職者情報の提供は、平成17年3月に開始した。						
(評価指標)						
アクセス件数【PC版】	(万件)	H12	H13	H14	H15	H16
		—	20.2	34.6	43.1	45.7
アクセス件数【携帯版】	(万件)	H12	H13	H14	H15	H16
		—	31.2	31.6	43.4	54.0
(備考)						
・各年度の1日当たりの平均件数である。						

- 昨年度作成した実績評価書では、各年度3月の1日当たりの平均件数を記載していたが、各年度の実績をより的確に把握するため、各年度の1日当たりの平均件数を記載することとした。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

雇用失業情勢は、有効求人倍率が平成16年3月の0.77倍から平成17年3月には0.91倍に達するなど改善しつつあるが、完全失業率は改善したとはいえ4.5%と依然高水準にある。このため、しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることにより、円滑な労働移動を促進し、雇用の安定を図る必要がある。

産業・職業構造の変化、労働力人口の高齢化等に伴い、求人・求職のミスマッチによるいわゆる構造的、摩擦的失業は、中長期的に増加するおそれがある。

また、現下の雇用失業情勢は厳しさが残るもの改善の兆しが見られ、最近の労働移動の状況を見ると、平成15年度以降、完全失業率は低下傾向にあるにもかかわらず、在職者に対する入職者、離職者の割合である入職率、離職率についてみてみると、ほぼ横ばいの状況が続いている（延べ労働移動率：平成11年、29.1%、平成12年、30.6%、平成13年、32.0%、平成14年、31.0%、平成15年、30.9%「雇用動向調査」）、今後も労働移動が円滑に行われるようになることが求められている。

また、平成14年7月18日の雇用政策研究会報告「雇用政策の課題と当面の展開」によると、「今後、産業構造がサービス化する中で、産業間移動を主体として労働移動が増加する結果、これまで従事してきた産業から、新たな産業へ転職する者が増加する」とされており、円滑な労働移動が行われることを通じて、労働市場全体で雇用の安定を図ることが一層重要となっている。

〈参考〉

	H12	H13	H14	H15	H16
完全失業率	4.7%	5.0%	5.4%	5.3%	4.7%
うち需要不足失業	1.0%	1.1%	1.4%	1.2%	0.7%
うち構造的・摩擦的失業	3.7%	3.9%	4.0%	4.1%	4.0%

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標1について

平成16年度は、景気が回復傾向にあり、事業規模の縮小を伴う雇用調整を実施する事業主が少なかったため、前年度に引き続き、再就職援助計画認定事業所数及び再